

第2節 保険会社に対するモニタリングの強化等（資料11-2-1参照）

I ソルベンシー・マージン基準の見直し等

1. ソルベンシー・マージン基準の見直し

平成13年3月にソルベンシー・マージン基準を見直し、12年度決算から適用した。見直しの具体的な内容は以下のとおり。

- ① 保険会社に対する時価会計の導入も踏まえ、有価証券の評価損益を幅広くソルベンシー・マージン（分子）に反映（従来は上場株式の含み損益のみ反映）
- ② 価格変動リスク及び信用リスクの対象価額を取得価額から時価評価額に変更
- ③ 価格変動リスクの対象に国内債券を追加
- ④ ソルベンシー・マージン（分子）に算入する「将来利益」の額を従来の2分の1に制限
- ⑤ 子会社等に該当する銀行等の劣後債等の意図的保有を否認

2. 新指標の創設

生命保険会社のフローの基礎的な収益状況を示す指標として「基礎利益」を創設し、12年度決算より各社においてディスクローズすることとした。

II モニタリングの強化

13年3月「保険会社に対する監督上の措置の見直し」の一環として、13年度より、以下のとおり、モニタリングの強化を図った。

1. 内部管理指標に基づくモニタリングの実施

保険会社の経営実態を定量的かつ総合的に把握するため、原則として四半期毎に、保険収支の状況、流動性リスク、市場リスク等の状況に関する内部管理指標に基づく計数のモニタリングを13年9月より導入した。

2. 各年度9月末のソルベンシー・マージン比率等の徴求

ソルベンシー・マージン比率及び実質資産負債差額について、毎事業年度末に加え、13年度より各年度9月末（上半期）にも徴求することとした。

3. 決算見込みの計数によるモニタリングの実施

各年度下期入り後、当年度決算の見込みの計数について報告を求めることとした。